

3つの世界遺産魅力発信・価値普及等業務

業務仕様書

令和7年3月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「3つの世界遺産魅力発信・価値普及等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

3つの世界遺産魅力発信・価値普及等業務

2 本業務の目的

- (1) 本県が有する3つの世界遺産「平泉」「橋野鉄鉱山」「御所野遺跡」に係る、**普遍的価値の理解促進、魅力発信及び来訪促進**
- (2) 世界遺産をはじめとする本県の歴史・文化等を通じた郷土への愛着や誇りの醸成
- (3) 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターへの来訪促進

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日(金)まで

4 予算額

5,848千円以内（税込）

5 本業務の内容

本業務の内容は、次のとおり。

(1) 「いわて世界遺産まつり in 釜石」の企画・運営・管理

「別紙1」の内容を踏まえ、次により業務を行うこと。

ア 開催日

令和7年10月11日(土)及び令和7年10月12日(日)

イ 会場

釜石市 釜石市民ホールTETTO（ホールB、ホール前広場ABC）

(2) 3つの世界遺産 多言語版パネルの制作

「別紙2」の内容を踏まえ、次により業務を行うこと。

ア 仕様 B2判／縦型／片面フルカラー／スチレンボード貼り

イ 対応言語 英語及び繁体字 ※ 既存の日本語版パネルの翻訳を想定

ウ 制作枚数 12枚（2枚×3遺産×2言語）

エ 納期 令和7年8月29日（金）

オ その他 制作に必要な素材（画像、文字情報、ロゴ等）は原則県が提供するが、県と協議の上、受託者が所有する素材等を使用しても差し支えない。

(3) その他（自由提案）

企画提案参加者は、上記(1)及び(2)によらず、本業務の目的の達成に資する取組の企画・運営・管理について、予算の範囲内で提案することを妨げない。

(4) 経費に係る留意事項

ア 釜石市民文化ホールTETTOの会場使用料は、県において下記のとおり仮予約し、金額が提示されていることから、当該経費を経費見積内訳書に計上すること。

10月10日（金）	13:00-21:00	ホールB、ホール前広場	11,990円	（準備料金）
10月11日（土）	9:00-21:00	ホールB、ホール前広場	75,100円	
10月12日（日）	9:00-21:00	ホールB、ホール前広場	75,100円	
合計（税抜）			162,190円	
消費税			16,219円	
合計（税込）			178,400円	10円未満切捨

イ 「いわて世界遺産まつり in 釜石」の内容として、次のブロック作品4点の展示を計画していることから、作品保管場所(盛岡市内)と会場(釜石市民文化ホールTETTO)間の往復運搬に係る経費を経費見積内訳書に計上すること。

【展示作品仕様】 平泉2点 各 高さ900mm×幅1524mm×奥行2,185mm
(奥行は812mm、680mm、693mmに3分割可能)

橋野鉄鉦山 高さ1300mm×幅748mm×奥行556mm

御所野遺跡 高さ1300mm×幅650mm×奥行650mm

6 留意事項

- (1) 事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書(別途様式を指定)を作成し、関係書類(別途指示する。)を添えて県へ提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること。
- (3) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様を変更することがあること。

7 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限
 - ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。
- (2) 再委託の相手方
受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
 - ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - イ 県は、上記(1)イにより、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - ウ 受託者は、上記の請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果の請求を受けた日から10日以内に、県に対して通知しなければならない。
- (4) 権利の帰属等
本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。
- (5) 機密の保持
受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (6) 個人情報の保護
受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び個人情報保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。

「いわて世界遺産まつり in 釜石」の企画・運営・管理

1 概要

- (1) 開催日 令和7年10月11日(土)及び令和7年10月12日(日)
- (2) 会場 釜石市 釜石市民ホールTETTO (ホールB、ホール前広場ABC)
- (3) 想定している内容等
- ア 司会 岩手まるごとおもてなし隊 マジカル河童ちゃん ほか
- イ ステージイベント
- (ア) 高校生団体による民俗芸能 [両日/各1団体以上]
- (イ) 着ぐるみグリーティング [両日/ケロ平、かまりん、ごしょどん]
- ウ 価値普及の取組
- (ア) 世界遺産オープンスクール [3つの世界遺産各1回]
- (イ) ワークショップ [両日/3つの世界遺産に関連するもの各1種]
- (ウ) 世界遺産パネル展示 [両日/B2判最大30枚/終日展示]
- (エ) 県政150周年記念パネル展示 [両日/A1判最大15枚/終日展示]
- (オ) ブロック作品展示 [両日/4点/終日展示]
- エ その他(集客につながる催事等)
- (ア) 飲食ブース出店 [両日]
- (イ) その他来場促進企画

(4) 留意事項

- ア 本業務の目的を達成しながら、当日のイベントの盛り上がりを図るとともに、会場へのより多くの集客に繋がるような企画等を検討すること。
- イ 県民が、3つの世界遺産を身近に感じられるとともに、興味・関心が向上し、来訪促進につながるような企画等を検討すること。
- ウ 家族連れや幅広い世代が参加し、楽しむことができる内容を検討すること。
- エ 本業務は、橋野鉄鉦山(釜石市)を含む「明治日本の産業革命遺産」世界遺産登録10周年記念事業及び岩手県政150周年記念事業に位置付けて実施するものであることから、会場装飾や広報宣伝に係るロゴマークの使用など、世界遺産登録10周年・県政150周年の機運醸成に資するような企画等も併せて検討すること。
- オ 同日同会場において、次のとおりフォーラムの開催を計画していることから、タイムスケジュール及び会場使用について調整すること。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」岩手県フォーラム(仮称)

開催時間:「いわて世界遺産まつり」開催期間中のうち2時間程度

会場:釜石市民ホールTETTO ホールB

内容:岩手県内の縄文遺跡等に係る講演 ほか

主催:縄文遺跡群世界遺産本部

共催(予定):岩手県、岩手県教育委員会、一戸町、一戸町教育委員会

企画・運営:岩手県文化スポーツ部文化振興課

2 企画、運営及び管理

- (1) イベント全体の内容を企画し、県と協議のうえ決定すること。
- (2) イベントの全体に係る総合管理及び運営を行うこと。

3 会場の設営、装飾及び撤去

- (1) 活気あるイベントとなるよう、レイアウト、デザイン及びディスプレイ等を工夫すること。
- (2) 会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。
- (3) 雨天の場合でも来場者の快適性を確保しながらイベントを開催できるよう留意すること。

4 広報・宣伝

- (1) ポスター B 2判 片面フルカラー 100枚
- (2) チラシ A 4判 両面フルカラー 10,000枚
- (3) 新聞 岩手日報テレビ窓 カラー 1回
- (4) SNS広告 地域指定50,000回以上（配信期間は県と調整のうえ決定する）
- (5) その他、県内テレビ・ラジオなど、広く集客に繋がるような広報・宣伝を実施すること。

5 記録

- (1) 当日の来場者数を把握すること。
- (2) 本業務の実施状況について、広報・記録用の写真を撮影すること。

以上に掲げる業務のほか、本催事の実施に関し必要な業務を行うこと。

3つの世界遺産 多言語版パネルの制作

1 概要

(1) 仕様 B2判／縦型／片面フルカラー／スチレンボード貼り

(2) 対応言語 英語及び繁体字

※ 県が提供する文字情報（日本語 3,500字程度）を各言語に翻訳すること。

※ 必ず各言語を母国語とする者による確認（ネイティブチェック）を行うこと。

また、意味が伝わりにくい固有名詞は一般的な言葉に置き換える、日本特有の文化や歴史的な出来事等には補足説明を加える、詳細すぎる解説は必要に応じて県と協議の上割愛するなど、外国人観光客等にも意味が伝わりやすい内容となるよう工夫すること。

※ パネル制作前に、作成した原稿を県へ提出して確認を受けるとともに、指摘事項に対して適宜修正を行うこと。

(3) 制作枚数 12枚（平泉、橋野鉄鉦山及び御所野遺跡 各2枚×2言語）

(4) その他

ア パネルは繰り返し使用することから、軽量で反りにくい素材（厚さ7mm程度のスチレンボード、ゲーターフォーム等）により制作すること。

イ デザインは、必ずしも過去に制作した既存のパネル（日本語版）と合わせなくてよいが、次に示す各遺産のイメージカラーを踏まえて制作すること。

【各遺産イメージカラー】

平泉：ゴールド、 橋野鉄鉦山：赤、 御所野遺跡：緑

ウ 制作に必要な素材（画像、文字情報、ロゴ等）は原則として県が提供するが、県と協議の上、受託者が所有又は独自に取得する素材を使用しても差し支えない。

2 パネル以外の納品物

印刷用データ及びウェブ掲載用データ

（ファイルサイズが異なるPDFファイルを2種類、DVD等に保存し納品すること。）

3 留意事項

(1) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用を含めパネル制作及び納品に係る一切の費用は、すべて本契約費用に含むこと。

(2) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、発注者に帰属し、成果品の二次使用に関して、県に何らの制限がないこととする。

(3) 県と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打ち合わせを行うこととする。

(4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務を進めることとする。

[参考] パネルデザイン（イメージ）

